

岩国空港エコエアポート協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岩国空港エコエアポート協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、岩国空港（民航地区）内で活動を行う全ての事業者が、環境問題を正しく理解し、問題意識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

(所掌業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施にあたって、関係者に対して必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

(会長及び事務局)

第5条 協議会の代表者たる会長は、大阪航空局岩国空港事務所長とする。

- 2 協議会の事務局は、大阪航空局岩国空港事務所に置く。

(運営)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し主催する。

- 2 協議会の議題は、第3条に定める事項を審議し決定する。
- 3 協議会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(作業部会の設置)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため作業部会を設置する。

2 同部会の構成は、別表の事務担当者とする。

(構成員の加入、退会)

第8条 協議会設置目的遂行のための、新たな構成員の加入は協議会の決定による。
現構成員の退会もこれに準ずる。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項で協議会の運営に必要な事項は、協議の上、決定する。

附則 この規則は、平成27年1月6日から施行する。

別 表

岩国空港エコエアポート協議会構成員

国土交通省大阪航空局岩国空港事務所 空港長

岩国空港ビル(株) 代表取締役副社長

全日本空輸(株) 岩国空港所 所長

(株)ニシモト・エネルギー・サプライ 航空燃料事業部 岩国空港事務所 副所長